

ますように政令で定める。その政令に
そういう精神をできるだけ盛り込んで行
くべきもの、こういう形勢の上に本条
を立案した次第であります。

○矢嶋三義君 この点についてもう少し
私はお伺いしたいのであります。

が、私立学校法にあるところの私立大
学審議会のときは、はつきりとかく
かくの団体があるときにはその団体の
推薦に基いて大臣が任命しなければな
らない、こういうふうに謳われている
わけでありまして、そういう立法形態
をどうしてここにたれなかつたか、
その点を伺いたいと思います。

○衆議院専門員(石井勲君) 少なくとも
も産業、経済、教育、勤労等と掲げま
したが、これらの諸部門から網羅した
という気持を持つたのであります。

が、私どもの不明であつたのか知りま
せんが、とにかくこれらに跨つてそれ
ぞれ同じような系統の公的な団体とい
うものを気付きかねたこともありま
す。はつきりそれを認められない部
門もあるという感じを持つたがため
に、遂にこういう形をとつた次第で
ございます。

○矢嶋三義君 例えはあの私立大学審
議会のときは全国に亘つてその団体
の構成員が全体の三分の二以上を占め
ているときには、その団体の推薦に基
いて推薦しなければならぬというよ
うな事例もあるわけでありまして、こ
こに或いは勤労とか、或いは教育と
か、或いは経済とか出ておりますが、
勤労界においても或いは教育界にお
いても、或いは経済界においてもそう
いう該当団体というものは我が国に
すでに私は育成されていると思うので
あります。従つてその私立大学審議会

のようないつて立法措置を講じて
も、私は立派にその推薦に基いて民主
的に大臣が最終的に任命できると、こ
う考へるのであります。それに對す
る提案者の御所見は如何でございま
しうか。

○衆議院専門員(石井勲君) 推薦母体
が得られれば、それからできるだ
けそれを通して来るほうがいいという
点においては矢嶋委員の御意見と全く
同じ気持を持つてゐる次第でありま
す。ただそれが法的にここに表現する
までに確実な形を整へたものをすべて
の部門について私ども発見いたしかね
たという点において、法律技術上こう
なつたのでございます。

○矢嶋三義君 では提案者はそういう
団体があれば、そういう団体の推薦を
尊重してそして大臣が任命するのが
最も民主的である、こういう御見解を
今述べられたと、こういうふうな私
承するのであります。ただ私立大学
審議会みたくにはつきりと全国的に三
分の二以上の構成団体があるかないか
というの、私立大学審議会の場合に
ははつきり把握できるが、この場合把
握できないので、法律技術上如何かと
思つてここにそういう表現をしなかつ
ただけであつて、推薦に対する基本的
態度としては、飽くまでも私が先ほど
から述べましたような基本的態度で進
みたい、こういう御趣旨だと、こうい
うふうに了承して差支えないわけで
ございます。

○衆議院専門員(石井勲君) 起草いた
しました私どもの気持はお話の通りで
ございます。

○矢嶋三義君 次にこの点について更
にお伺いいたしますが、それは先ほ
ど提案者は、そういう趣旨は実施上そ
の線に沿つてやりたい、それは第十二
条の政令で定めるところで考慮
する考へだ、こういう御意見を承つた
わけでありまして、今のようないつて
内容が政令で成文化するお考えであ
れると、こういうふうな了承いたしま
す。

○衆議院専門員(石井勲君) 法律にお
いてもやり得なかつたのであります。か
ら、多分政令においてもやり得ない
であらうという感じを私は持つてゐ
るのでございます。ただ運営の態度を
できるだけそういうところに現わすと
いうことは政令で定めらるべきであ
る、先刻申しました理由によつて法律
上ここに掲げにくかつたということ
であります。ひとしく法令の一種と
しての政令にも掲げにくいだろうとい
うことを私は思つております。

○矢嶋三義君 その精神を活かし、運
営に留意するということと承つたわ
けであります。それだけ確認いたし
まして、更に質問を続けます。

次に御尋ねしたい点は、普通委員の
任命に当りましては産業界代表者、或
いは経済界代表者、教育界代表者とい
うように並列しましてそして学識経
験ある者、こういうような普通並べ方
をしておるわけでありまして、この第
二項を見ますと、産業、経済、
教育、勤労等の各界における学識経
験ある者と、いづれにも学識経験が
つておりますが、他の委員の推薦基
準との表わし方と例外的になつてお
ると思ふのです。こうなりますと産業、
経済、教育、勤労界に学識経験者が全
部かかつておりますから、学者ばかり

が出て来るのではないかと、いろいろ
な懸念がするのであります。(「よく
読め、読めばわかるじやないか」と呼
ぶ者あり)それでよろしいかどうか、
その点についてお伺いしたいと思
います。(「みつともないぞ、傍聴人
が聞いているぞ」と呼ぶ者あり)

○衆議院専門員(石井勲君) 最初お話
がございました、産業、経済、教育、
勤労、これらにそれ／＼皆かかりま
して、そして学識経験者というものは学
者であるという意味じやございませ
ん。学識あり経験あり、或いはそのど
ちらかを持つておる、こういう意味で
ございまして。(「いい加減にしたらどう
だ、文部委員じやないか」と呼ぶ者あ
り)

○矢嶋三義君 委員長、少し取縮つた
らどうですか。(「みつともないぞ、
文部委員じやないか」と呼ぶ者あり)
委員長、休憩してもらいたい。

○委員長(堀越健郎君) 木村君、少し
静かに。矢嶋君発言を続けて下さい。
○矢嶋三義君 私はそう恥かしいよう
な無茶なことは言つていないつもりで
あります。(「常識々々」と呼ぶ者あ
り)審議会の委員をどういう構成によ
つてなされるかというところは、戦後の
教育が委員会制度であり、或いは審議
会制度に重点を置いて来ておる今日、
私は極めて重大だと考えます。そうい
う意味において私は審議会の構成につ
いてこの第八条の第二項が漠然と書か
れておりますので、その点をはつきり
と確認いたし、今後の運営に支障な
らんことを念願して質問しておるわけ
であります。その点は木村委員も了
承して頂きたいと思ひます。(「常識
がないぞ」と呼ぶ者あり)只今私が提

案者に質問したところによりましては
つきりいたした点は、結局法律技術上
こういう成文化をなしたが、飽くまで
も推薦に當つては各界各層からその実
情がわかり、更に又学識経験のあるか
たを文部大臣がその諸階層の団体の意
向というところも慮つてそして任命す
るのである。そういう趣旨で立案した
のだということを私現在確認いたしま
して、この第一節に関する限りは私の
質問を終りたいと思ひます。

○委員長(堀越健郎君) 他に御意見
ございませんか。
次に第二節。第二節で御意見ござい
ませんか。それでは第三章、第一節。
○荒木正三郎君 長野委員長に質問を
いたしますが、第十八条でございま
すが、第十八条は提案者において当初考
えられた考へと、ここに出現するもの
とはかなりの開きがあるように聞いて
おるのですが、そうでございまいし
ようか。

○衆議院専門員(長野長廣君) 最初立案
したときと趣きは別に大した距離はな
いと思ひますが。
○荒木正三郎君 当初この委員会にお
きまして懇談会のごときでございました
が、長野委員長から説明を聞いたとき
には、二分の一の補助をするというふ
うなお話がございました。併しここに
はそういうふうに出ておりません。で
は、相当交つておると思ふのです。で
私の聞きたいことは、将来当初考へ
られたように機会があれば訂正したい
という意思を持つておられるかどうか、
そういう点を聞きたいと思ひます。

○衆議院専門員(長野長廣君) 最初お説
のように二分の一という数字がたしか
入つておつたと思ひます。それをなく

した理由は、実は説明を要する関係の面に対していろいろ打合せをし、又大蔵当局ともその後打合せをいたしまして、たところ、二分の一と数字を釘付けにしてしまふことはどうも少し無理が行くのではないか。例えば二分の一以上やうたいという貧弱な町村があるかも知れません。又二分の一以下で当然行くような富裕な町村もあるかも知れません。と同時に又この中に数字を入れることは技術的に解釈して、これに關係をした方面の法文作成の方針もあることだしというやうなこともあります。いろいろさうな事情もございまして、成るほどこれは二分の一の数字を取つたほうが却つて地方の財政を圧迫しないことにもなるし、緩急自在の弾力ができるのだからさうしようというので、数字だけは除外したわけでありました。

○荒木正三郎君 私のお考えでは、二分の一というふうに入つてゐるほうが財源的には確保されるのではないかと、むしろ望ましいのではないかと、さういふやうな考えを持つておられるのであります。それは「予算の範囲内において補助するものとする。」、さういふ漠然とした形となつたことを遺憾に思つておるわけですが、まあ止むを得ない事情もよく知つておられますから、將來さういふ点についてはいづれ考へて行かうというやうなお考えがあるかどうか、その点を伺つておるわけですが、

○衆議院議員(長野長廣君) 御心配の点は、最前計画した予算数字を確保する意味に對する御心配も相當であると思ひますが、全く御同感でありまして、十分これは留意するつもりでありまして、成るべくこれから來たる不利益は

ないやうに努力したいと思ひますが、これは相當關係當局も心配をしてくれようとするのでございまして、安心とさういふやうなところが、氣を許しておる次第であります。

○矢嶋三義君 「中央審議会の議を経て政令で定める基準に達してない、この政令で定める基準と高等學校設置基準との關係を承つておきたらうなものでございまして、これは似たりと思ひますけれども、高等学校設置基準というものは、大学などにおきましての設置基準などと同様に、或る程度実状を考慮に入れたつて、併し教育の理想形態というものを多分に織込んであります。こちらのほうは、やはりさういふいろいろの問題を考慮に入れたつても、段階的に当面ミニマムのものを示して行く、教育をどうにかやり得る最小限のものを示すということを得る最小限のものを描いておられます。大体私どもの頭に描いておられます。予算の積算も、大体教えたのはさういふやうなものを予想して、ミニマムのものを予想して、それから割り出して行くということをこの前申上げた次第であります。

○矢嶋三義君 もう一点お尋ねしたい。その点は、「高めようとする場合において、」云々という意味でありまして、次のように了解して差支ないか。即ち地方公共団体としては、受入態勢として或る程度まで、この受入とは物質的な受入態勢であります。それが整備できなくとも、実状が教育遂行不可能の状況にあり、積極的に高めようとする意思が強い場合には、場合によつては全額或いは三分の二補助とい

うものが考えられる場合もある、さういふふうにして承つて差支ありません。更に確認をお願いいたします。

○衆議院議員(橋田重三郎君) 只今石井専門員が申しましたように、高等學校設置基準よりも低い水準、ミニマムのところを政令基準の標準といたしておきまして、若しそこで、つまりミニマムのところまで行こうとするところがあれば、今仰せの通りに二分の一の枠でなくとも、上下自在の融通性を以て補助して行くということでございます。

○矢嶋三義君 それでは次のやうなお考えがあるかどうか、あつたら承わりたいのですが、国家財政と地方財政との実情からいつて、さう満足するやうな予算は急には取れないと思つておりますが、先ず当面緊急的にどういふ方面に重点的に実施したいというやうな発議者に現在構想があられるかどうかといふことを、これは長野発議者のほうからありましたら承つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(長野長廣君) 我が計画しておるところのものは、既往の実情から見ても、既述のことのできない重要性を持つておりますから、今ここにどれに重点を置き、どれに比較的軽くということも申しかねます。併し設備の点におきまして、人的設備即ち教員及び物的設備であるところの産業教育に当面に必要な問題、極めて實際的に見て急を要するやうな設備には特に力を入れたらと思つております。

○矢嶋三義君 これは発議者であるところの長野委員長に再度質問しておきたいと思つておりますが、この法案を

通して見ましたときに、第十九条に出ておるのでありますが、短期の教育というものが非常に実質上大きくクロージ・アップされておられると思つております。

先般もこの教員養成の計画のところ、短期大学で教員養成をするのが手取り早くもあるし、それから技術の身に付けるのに有効だといふやうな意味の御発言もありまして、この短期教育、この中に別科が入つてゐる、この別科についてはお尋ねいたしません。この短期の教育というものが、発議者の長野委員長としてはどういふお考えでいらつしやるのか、どうもつかめなかつたところがある。私繰返してお尋ねするわけでありまして、長野委員長といたしましては、六・三の教育を終つたあとに何らかの短期の学制というものを布くことによつて産業教育の振興を図りたい、又それが我が国の実情に即した振興法であるというやうなお考えの下にさういふ法案を發議されたであらうというやうに私は推測をいたしておるわけでありまして、今の学制と長野委員長がお考えになつておられるところの短期の教育というものはどういふお考えでおられるのか、この際承つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(長野長廣君) この問題につきましては私はさう解釈してあります。つまり中学校を卒業して直ちに社会に出て職業に従事してゐる、或いは又従事しないで遊んでゐる青少年に對しまして成るべく重要な、無駄のないところの身の入つた教育をする、これをわかりやすくいいますと、余り汎論というものはなく、本當に身の入つた重要なものを短かい時間に教え込んで行く、さういふことが非常に必要

ではないか、それで成るほど見かたによつて、短時間で教へてゐるやうでありますけれども、その習つたことは直ちに家庭に傳へ、自分の職場に於いて応用してやれますから、その日々の仕事そのものが自己の修養になつて行くわけ、事実は非常に長期に行われておるより以上長期である、さういふやうに解釈するのです。指導の仕方によりましては、それからこれには一つの講習会、講習会といふのはどういふことかといふと、郷土産物の芸術的な手工とか何とか、よく講習会によつてその土地の職業を作る、又一面においては芸術的な普通の教科と連繋の深いやうなものもあるでございまして、さういふことを講習会で授けるといふことによつて、直ちに家庭生活に、職業生活に結びついて行くのであります。自然に教へる時間は短かいのでありますけれども、彼らの体得したものであつて更に自己修養を得るといふことを時間放しに延べて行きまして、却つて長期になつて行くわけでありまして、ここに短期といふことの運用を私は當局に希望したいと思つておられます。希望したいというより御批判を願ひたいと思つておられます。短期であります。その短期は教へるといふことが短期であつて、事実上彼らが修養することは長期である。さういふやうに進めて行くことが最も適當ではないか、かように考へております。

○矢嶋三義君 産業教育と言つてもやはり教育であつて、教育というものは、これは釈迦に説法で申上げるまでもなく、人を育成することである。さういふ大前提の下に私はあえて長野委員長にお伺ひいたすことは、今長野委

員長が言われました身の入った教育でございませう。これは中学校更に高等学校、別科とか定時制、これらを含んだ高等学校、中学校では身の入った教育はできないものでありませうか、そのあたりどういふふうにお考えになつていらつしやいませうか、重ねてお伺いします。

○衆議院議員(長野長廣君) それは大いに身の入った教育を皆努めておると私は思つております。併しながら往々にして只今ここに計画しておるような、中学校を卒業していわば比較的放任せられたような形におるような者に対しては、単に教えるというだけではとても身の入った教育は困難であります。彼らが置きましたものを更にみずから繰返して練習する。言い換えれば自己修養を努めて行くというところに初めて身の入った教育ができると思ふのです。併しながら比較的自由に生活をし仕事をしておるようなそういう青少年に対しては、その意味における身の入った教育を特に心掛けて行くのが親切ではないかと、かように考えておる次第であります。

○矢嶋三義君 くだいようであります。が、もう一回お伺いしますが、従来我が国の義務教育というのは六年であつたが、三年延びて六三で九年になつたのであります。国民経済の苦しいところから子供を九年間も学校に学ばせるわけですね。その六三の義務教育を終つたところで、まあ日本人としてお互いの社会で生きて行けるだけの、言い換えれば知識程度はありませうか、身の入った教育ですね、それを完了したいものだと思ふ私はそう考えるわけでございますが、それに対するさうい

う教育の実態を招来したいというようなことに對して對策をお考えになつたことはございませうか。でなく、その終つて、まあ先生の言葉で言うところ、その放任された者の教育として別途短期を考へて行くという発言について、六三の教育、これを補習の教育も要らないような身の入った教育にするためには如何にすればいいかというのを先生お考えになつたことがあられるのじやないか、或いはお考えになつてすでにそれを放棄されたのか、こういう点について私は承わつておきたいと思ふ。

○衆議院議員(長野長廣君) 六三制について身の入った教育を考えたことがあるか、こういうことでございませうか。

○矢嶋三義君 それだけです。

○衆議院議員(長野長廣君) それは実は六三制を作るときに文部省の政務次官をしておりまして、あの法文は実は私も一緒に作つて作つたわけですね。非常にそれは切実に考へて来ましたが、まあここでその問題をお話すると長い時間になりますし、それは御要求でないと思ふますが、とにかく六三制の九カ年間に對しては、あの教育基本法及び学校教育法のその該当法文にありますが、その点について十分学校当局は勉強して頂くと、又文部当局としても行政指導上については特にあの条文に基いて一つ間隙なく努力をしておきたい、こういうことを念願したことはあります。勿論現在もそう思つております。ただ教育は申すまでもなく年齢の発達に伴い、思想の伸長に伴つて行かなければならぬので、六三制のうちの小学校の者は五年ぐらいか

ら、中学校の三年と来ると、経済的な思想というものが、欲求というものが発達して来ますから、こういう際にいふやうな仕附をつけて、さうして更にそれをこの青年期に及んで具體的に自己の職業生活とよく結び合せて、さうして立派に思想的にも、社会生活に對する教養においても同時に経済生活の面においても相伴つて円満な発達をして行くように努力すべきものである。この点についてこの青年期における産業教育ということについては、できる限りその実生活に伴つて彼らの発展して来る思想、彼らの心に湧いて来る欲求、こういうものと相伴つて行くように親切に指導しなければならぬ、こんなふうにお考へておる次第でございませう。

○矢嶋三義君 これで終ります。私のお聞きしたいことからよつと答弁が外れておりますので、繰返してお尋ねするわけですが、率直にお伺いします。長野委員長はこの二つの場合を申上げます。これは一番根本的な重要な問題でありますので、確めておきたいと思ふますが、六三の今の制度というものは不満である、これを否定した前提の下に青少年云々という教育の機関というものを考へになつておられるか、或いは六三という教育制度というものを肯定はするが、十分これが育成されてない、十分育成されてないのでも十分であるために、今述べておる青少年を一時的にこういう教育の機関によつて教育するのであつて、恒久的なものとしては考へていないのか、この前者と後者のいづれかを私この前から伺つておつて、この点把握できませんので、發議者である長野委員長

としてはいづれをお考へになつておるのか承わつておきたいと思ふます。

○衆議院議員(長野長廣君) これは最初から私たび／＼直接に申上げたことでもあると思ひ、又さういふ意味は言外にいつても現れておると思ひます。六三制は私も考へたもので、六三制は六三制の目的達成によつて我が国の義務教育の目的達成をしたい、こういう非常な念願の下に私は作つた一人でございませうから、これを肯定するのは勿論のこと、できる限りこれを発展を圖り、又今後時勢の推移と共に改良する点があれば改良するものは結構でしようけれども、今日ではその改良は考へておりません。極力あらゆる施設において充實を圖つて行くものである、こういうふうにお考へております。ただ六三制で習つた、中学を卒業したときは、先ほど申したように性格的に非常に発達するものであります。又性格的に非常に欲求が過つて来ます。又単に嬉々として子供らしく遊ぶのであつたものが切実に経済生活ということ考へて参りますから、これを善導し、その生活能力を高めて行くように指導するつもりである、こういう考へを持つておる次第であります。全然六三制は肯定いたします。

○委員長(堀越健郎君) 第二節に移ります。……それは附則……よろしうございませうか。

それでは大體提案者に対する質問は終了したものと認めてよろしうございませうか。

それでは大臣が見えましたから大臣に對する質問を保留しておりましたので、これより質疑をすることにいたします。

○荒木正三郎君 矢嶋委員の質問に關連して大臣に質問をしたいと思ひます。

提案者の説明を聞き又この法案を見ると、この法案を提出した理由には、義務教育を修了した学生のうち高等学校に入る者の以外、まあ義務教育を修了する百六十万の学生のうち六十万は高等學校へ入らず、残りの百万は高等學校へも行けないで教育的にブラントがある、教育的空白がある。その空白を埋めるためにこの法案を作つたのだ、こういう御説明が大体あつたわけでありませう。これは私は六三制の欠陥であるかどうかという点をこの際明らかにしておく必要があると思ふので、現在の六三制は、言うまでもなく義務教育の九カ年と残りの高等学校の三年、大学の四年の六三三四制になつて行つて行つて。当然この新學制からは、義務教育を修了した者の教育的空白時代というものはこの制度から来るわけである。私はさういふふうにお考へて、さうすれば今の考へかた、提案者の側に立つて考へるならば六三制というものの欠陥を認めざるを得ない。提案者の側に立つて考へるならばさういふふうに思ふわけですね。果してそれで六三制というものはさういふ欠陥があるものかどうか、こういう点について大臣の所見を伺いたい、こういうふうにお考へておる。

○國務大臣(天野貞祐君) これは六三制自体に欠陥があるのではない。六三制自体というものは、若しこれが十分に行われるならば、産業教育として当然中に含められるものなんです。ただ現段階においては、六三制のシステムには欠陥はないけれども、その実施に

おいてまだ十分でないためにそこに補足を要するものができて来た。この産業教育というものはそれを補足するものであると自分は考えております。従つてシステムそのものの持つてゐる欠陥のことではないと思ひます。

○荒木正三郎君 更に申上げたいのですが、六三制以前における日本の教育制度の中には、義務教育を修了した者は青年学校という制度があつて、殆んど勤労青年はその教育を受けておつたわけでありませう。従つて制度の上から見て一応空白の時代はないと見ることもできたと思ひます。ところが新学制になつてから、義務教育を修了した者がその教育を受ける機会が少なくなつてゐる。こういう点からこの法案が出て来たのであるというやうな説明が行われてゐるわけでありませう。それはシステムの問題になるのではないか、こういうふうに考えるわけでありませう。

○國務大臣(天野貞祐君) 私はその理解してあります。定時制高等学校という制度もありませう、又一時的にはそれをいふ補足する青年教育というやうなこともいたしておりますから、システムそのものの持つてゐるものではなかつて、システムの実施に當つてまだ十分な効果を擧げてゐない、こういう点からこういう補足を要する。従つてどこまでもこれは補足的なものであつて、システムそのものをこれによつて変改するといふ意味は少しも持つてゐないと思ひます。

○荒木正三郎君 そこで、私も今大臣のお話になつたやうな考えを持つて來てゐるわけなんです。特に勤労青年に対する教育としては定時制の高等学

校が設けられております。これは實際上青年学校時代のやうな多数の勤労青年が入学してゐるというやうな実情にはなつておりませうけれども、少くともシステムとしてはそういう空白を起さないやうに考慮されてゐる。そうすればここに短期の産業教育という名題の下に第十九条に短期教育を施さなければならぬ、こういう考え方は、むしろ定時制高等学校においてその実現を図つて行くべき性質のものである。少くとも新学制といふものを最もいい教育制度と考へて立つたならば、そういう方向に向つて行かなければならぬのじやないか。それを定時制高等学校のことを考慮されないので、別に短期教育といふやうな方向に打ち出して行くといふことは、私はこのシステムを變えようとする、補足といふ意味を更に越えてゐるのではないかといふやうな感じがするわけでありませう。そういう意味に立つて私は大臣の所感を伺つたわけなんです。ですからまあ御答弁はこれ以上私は要求いたしませんけれども、そういう点を心配してゐるわけなんです。

○矢嶋三義君 関連してお尋ねします。大臣の只今の答弁を承りますと、結局システムはよろしいのだ。ただ過渡期として十分成果を擧げてゐないで、ここに法案に謳われてゐるところの短期の教育とか、或いは中学校を終えた青少年を対象云々といふのは、現段階における暫定的に必要な事柄であつて、その意味においてその部分についてのみが暫定的に必要な法律だ、こういうふうに大臣はお考えになつてゐる。こういうふうに私今答弁から了承するのでございませうが、間違ひないで

しようか。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は今矢嶋さんの言われたことと同じかどうか、どうもちよつとはつきりしない点があるのですが、要するに私はシステムそのものには何も欠陥はないのである。それを實施するに當つて十分法のきめたい趣意を徹底するように、職業教育といふ面を充実することができなかつた。それが現状である。その現状を補うためにこういうものができて來てお

るので、これはシステムの中へ入つてゐるものであります。システムに補をつけるわけのものではないのであります。今荒木委員のおつしやつたやうな、理念のものであつても、定時制高等学校といふものをどこまでも頭に置いて、そして補を作るのじやなくて、それを充足するといふ意味でこれが提案されるものだ、その理解しておるのです。なお私が附加することを許されるならば、中学を出た者の高等学校へ入るといふ数をもできるだけ増やそう、そういう趣旨からして育英制度においても前年度は二割でしたけれども、今度は三割に奨學資金を増す。進んでは五割にはどうしてもやりたい。そういう面を一方においてすべきであると同時に、他方こういう方法で以て職業教育といふ面を充実させるということでは、決してシステムを害することではなくて、システムを力強くすることだ、こう言つてゐるのだと思ひます。

○高田なほ子君 十四日のこの委員会席上で、高等学校のシステムの中に職業教育を實は取入れたかつたのだといふ大臣の御答弁、そうすると、それは大臣が言われるごとくにシステムに欠陥がないといふやうなら、なぜこ

れを別個に取出さなければならなかつたか、その理由をもう少し端的にお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 私はそういうシステムに何も欠陥があるのじやないで、初めきめたときも、高等学校といふのは様々なバラエティを持たしめて、或る高等学校は農業高等学校、工業高等学校と、そういうふうにする考へなんです。併し六三建築とか機械などの力を注いでおるために、これらの職業的な教育といふものが不十分である、これは認めざるを得ない。又一般の新教育の精神は基本的な教育をするといふところに精神があるために、余りにそこに力を入れ過ぎてしまつて、高等学校生といへばすべてが大

○國務大臣(天野貞祐君) 補足するといふ言葉に少しく語弊があるかも知れませんが、産業教育法といふものは何れも六三のシステムと別なものを企てることでなく、システムの精神がこれによつて充足され強化されて行くのだ。だからこれ自身意味を持つておるのだ。こういう考へを持つておる

職業人として働くのだといふ自覚なども乏しかつた。そういう点をこの制度によつて補つて行こうといふのであります。勿論荒木委員などのおつしやつたやうな危険もここにあるから、私は初めから運用當を得なければならぬといふことを主張してゐるので、私自身も運用が當を得るやうに努力して、システムそのものに補を附けるとか、システムそのものを阻害するといふやうなことをないやうに、自分として考へるやうに努力しておる次第であります。

○委員長(堀越義郎君) 他に御意見ございませうか。

○矢嶋三義君 項目を変えてよろしいです。

○委員長(堀越義郎君) 文部大臣の質問があとに残つてゐるなら……

○矢嶋三義君 大臣にお伺ひいたしたい点は、この専門課程の高等学校においては、この法案の第四條に謳われておる点であります。が、実験実習により生ずる収益、この収益といふものの取扱いかたといふものは私は極めて重大だ、こう考へておるのであります。が、文部大臣としてこの実験実習により生ずる収益といふものをどういうふうにお考へになつていらつしやるか、大臣としてのこれに対する見解を承わりたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 一体この実

試験等というのは収益を目的としてやるわけではないのでありまして、教育のためにやっているのであります。併しそこから収益が生まれるということも可能なことなんです。が、挙げた収益をどうするかというところだろ、と思うのであります。その収益は、私はそれを作つたところで以てそのいろ／＼な費用に充てるとか、拡張するためにそれを利用するとかいうことが元来非常に望ましいことではないかと思ひます。けれどもそういう収益を自由に使うということになると、非常に又弊害の起る虞れもありませんから、これは国立の場合においてはその法規に従つて行くし、そうでない地方の場合においても非常に戒心をする必要があるもので、どういふことであつてもよいことばかりというふうには行かないので、このことは特に弊害の伴ふことがあるから、私はこの点相當考へなければならぬことかと思ひます。

○矢嶋三義君 昨日政府委員のかたに承つたところによりますと、これは申すまでもなく国又は地方公共団体の収益になるものでありますが、政府委員にお聞きした点並びに私が若干調査したところによりますと、学校にその収益が任されている場合においても、又公共団体にそれを百％納める場合においても、多額の収益というものを強制されるために多額の収入に努力をしておる。それが教育的に考えた場合に若干問題も起つておるところがあるやに私把握しているものであります。この事態に対して大臣どうお考えになりますか。

○國務大臣(天野貞祐君) つまり国或いは公共団体に向けてそれを納めるといふために多額に要求されて無理な仕事を、こういうことですか。そういうことがあつてはそれはいけないことであることは当然であると思ひます。から、納めるにしても適当な査定をしてもらいたい。もと／＼只今も申すように収益を挙げたためにこれをやつて頂くことではないのでありますから、その査定が当を得ないといふことは非常に不満であります。是非その査定を適当にしてみたいと思ひます。

○矢嶋三義君 大臣にこの実態を是非私は知つて頂きたいと思ひます。是非私が、結局地方財政に大きなウエイトを占めておる教育財政、この関連性において地方財政の貧困といふことは、地方公共団体としては学校当局に対して、君のところでは年々／＼万円の収益を挙げたいといふことを強制されるわけでありまして、又学校に若干住されておる学校におきましても、君のところではどの程度収益があるはずだから／＼の施設をして欲しいといふことを強制されるわけでありまして、これを地方教育財政の貧困といふことが、この点にも現れておるといふ実情でございます。これを大臣是非知つて頂きたいと思ひます。これは是非更に私は大臣に最後にお伺ひしたい点は、かくのごとく非教育的な収益の取扱ひ方がなされておるのに対して、文部大臣として何うか地方教育委員余なり或いは地方公共団体について指導と助言を与えられるお考えはないかどうか、若しありとすればどういふ方法があられるか、承りたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は地方の学校に行きましたときに、これは大学ですが、学長等でも、これは自分のほうへ任せてもらつて非常にいいのだがという話を聞いたことがあります。今矢嶋さんがおつしやつたようなことを聞いたことがあります。だからそういう実態をよく調べまして、そうして適当な意見を私から述べるといふことにしたいと思つております。(進行)と呼ぶ者あり

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(堀越修郎君) 他に御発言ございませぬか。それでは本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませぬか。

少年その他一般公衆」という文句を削除いたし、本法案の目的を学校が主として学校教育として行ふ産業振興を目的とするよう改めたといふ趣旨であります。第四に、第八條の中央産業教育審議会の構成に関する修正は、審議会の民主的構成を法律上明確に規定しておこうとする趣旨であります。第五に、第十八條第二項中「短期大学」を挿入いたしましたのは、短期大学が現に産業教育を担当していますことを考慮して、これに財政的援助を与えようとするものであります。第六に、第四條から第五條までを削除いたしましたのは、これらの規定は単に倫理的の意義を持つもの、或いは問題となる点が多いため、むしろ削除して、別に適當の措置を講ずるよう改めたといふ趣旨であります。

第七に、第十九條中の「及び学校」を「及び学校において」と修正いたしましたのは、第二條に関する修正と同一の趣旨であります。第八に附則第二項中として加えて、その任期を一年といたしましたのは、これは関係行政機関の職員の場合にこれが適當であるといふ趣旨であります。

その他はこれは法文を改めます整理上の問題であります。これらの修正案を内容として私はこの法案に賛成をするものであります。

○委員長(堀江義郎君) なおこの修正案は梅原君外十八名の共同提案になつておりますので、只今梅原君が御説明なさいましたのは提案者を代表しての意味と解釈いたしましたし、他の委員で補足的に御説明があるならばお述べを願いたいと思ひます。

○荒木正三郎君 只今梅原委員から提出されました修正案に賛成をいたします。

○加納金助君 只今梅原委員より修正されました点につきましては、我が自由党におきましても同意するものであります。その他の原案に對しては別は別に異議なく賛成をいたします。

○矢嶋三義君 私は梅原委員が代表して提案されました修正案並びに修正部分を除く原案に對して賛成の討論をいたすものであります。

先ず第一にこの法案の国会にかかると、教育界において数百万の運動費をこの法案推進のために集めた、而もその費用は一部には生徒の手を通じて生徒の父兄、即ち生徒の頭割によつて算出されたといふことについて私は遺憾の意を表明するものであります。教育の第一線において施設不十分のために、或いは教員の定員不足のために、なさんとするところの教育がなし得ないところの苦境にある教育者に対して私は衷心からお気の毒に思ふものであります。すし、その教育者をして数百万の金を集めて而もこの教育立法の運動をしなければならぬ段階に教育者を追いつ込んだことにつきましても、私立法府におきましても、私立法府におきましても、責任を感じておるものであります。

おいてこの法案の運用よろしきを得なければならぬ、こういう意見を確認できまして、その点については満足の意を表明するものであります。併しなからここに注意しなければならぬことは、我が国の国家経済並びに国民経済が貧弱である現段階におきましては、できるだけ税金を安くしたい、そのためには学習年限を短かくしたい、こういうふうな考へて来るのは當然であります。そして新教育は人間としての育成を先ずやつて、そして人間として作り上げられた者に対して、教養の高い人間に對してその上に専門技術を教授して行くといふ新教育の理念か、手取り早いところとなく働きの使いた、ハンマーの振いた、そういう人間を早く作つて、そして産業経済の高揚にその人的資源をここに確保して、そして経済の再建、或いは資本主義の再建を図ろう、こういうふうな考へるといふことも又私は予想されるところであります。そこにもたらされるものは、いわゆる人間性を無視したところの徒弟教育であります。曾て我が国が軍国主義時代には明らかにそういう教育があつたといふことを我々は反省しなければならぬと同時に、時に、この法律の成立したあけくにおきましては、運営にその点特に戒心しなければならぬといふことを、私はここに声を大きくして申し上げたいと思ふのであります。

更にこの修正案において私は最も明確にされて結構である点は、それは現在のシステムを認め、而も学校教育の不十分を先ず第一義的にこれを充足する。即ち学校教育においてなすところの産業教育を趣旨にいたしまして、そのうちそのシステムは十分であり、このシステムを育成、指導する意味に

うしてその充実された施設を以て社会教育を振興する、こういうふうな種々の關係をはつきりと打立てるべく修正された点は、この修正案の最も骨子をなすものであります。その点非常に賛成を表明するものであります。

次に私はこの法が成立した現において最も重大なる点は、やはり財政の問題だと思ふのであります。この審議の過程におきまして、七カ年間に二百億、そのうちの百億は国庫でやるが、その費用については現在の教育予算の枠外である、決してこれは六三予算の枠外にしわ寄せをするものではないといふことを免議者からも承わり、又確保するといふことを文部大臣からも承わつたわけでありましたが、飽くまでもこれに要するところの予算といふものは、決して現在の天野文政のみの予算にしろ寄せをするものではない、枠外に予算を確保すべきものであるといふことを、これ又私は強く要望いたすものであります。更に申し上げることは、本修正案においてこの法案の第四條、第五條、第六條を削除したのであります。この第四條、第五條、第六條というものは、産業教育の振興の上から重大なる問題であるといふことは、本委員会の審議の過程におきまして論議されたところでありまして、ただ法文上こういうところに集めなくても、その技術的運営において他の方面においてなされる、こういう立場から第四條、第五條、第六條は削除されたのであります。行政府としてはこの趣旨を十分行政の面に活かされるよう、更に委員会において質疑応答の結果確認された点につきまして努力されることを要望するものであります。

次はこの法案の運用に當つて重大な点として更に申し上げなければならぬ点は、中央産業教育審議会の性格並びにその委員の構成でありまして、これを飽くまで助言と指導の機關たらしめるべく将来の立場に立たせなければならぬ、更にその委員の構成を民主的にするために、先ほど梅原委員から適切な修正案が提示されたわけでありましたが、最終的任命の責任者は文部大臣であります。飽くまでも私は文部大臣に對しましてこの修正の趣旨を体し、各關係各層から最も公平にして適切な委員の構成に責任を持つて大臣が努力せられることを要望いたしました。私は梅原委員の修正案並びにその修正部分を除く原案に賛成を表明するものであります。

○荒木正三郎君 私は日本社会党を代表いたしましたこの修正案並びにその他の原案に對しまして賛成の意見を述べます。

ただこの際一言申し上げておきたいことは、この法案が成立をいたしました現においては、この職業教育を振興するのに必要な経費の捻出については文部当局におかれては十分な努力をせられまして、この法案の趣旨とするところが実現できるようにして頂きたい、かように考へておる次第であります。なおこの法案の審議過程におきまして、六三に對する費用が削減をせられたい、このほかに廻るのではないかと、こういう危惧が相当ございまして、かような危惧の生じないよう善処して頂きたい、こういう希望を簡単に申述べまして、賛成の意見を終る次第であります。

○委員長(堀江義郎君) 他に御意見

ございませんか。

○高橋道男君 私も梅原委員の提出された修正案と、その部分を除いた原案に賛成するものでございます。産業教育は申すまでもなく教育上非常に重要な部分を占めるものでございまして、原案において示されましたところを率直に感ぜざるには、ややとすると六三制の教育体系を誤るがごとき観念を予えられたのでございまして、併し幸いにして修正案が提出されたことによつてそのことが誤られることなく、私どもが企願する人間教育というものの完成の一環として産業教育の促進が促進されるようになり、これを促進することを、私は最も喜ぶ一人でございます。産業教育というものが余りに重要に取上げられて、六三制の体系を乱すというふうなことがありますれば、或いは物質的な、或いは功利主義的な人間を作ることになることがありまするので、教育は飽くまでも人間教育の完成である、これを目標としてこの目的とされる産業教育の基本が促進されることを企願するものでございまして、なお矢島委員なり荒木委員から申された財政の点が、この教育を促進する上に非常に重点になつておるのでございしますが、両委員の述べられたと同じ趣旨においてこの法律の施行上当局において十分の配慮をされんことを希望するものでございまして、

なを一言附加いたしますことは、今回の法律の立案より進行の過程におきまして、関係教育界において相当多額の費用が父兄の間から徴され、殊にこれに深い関係を有せられる教育家諸君が、殆んど連日に亘つて国会に陳情或いは運動の方途を立てておられたのでございしますが、私はこういふことは教育界の上から申して必ずしも喜ぶべきことじやない。資金を集められたことだけでなしに、その教育の實際に最も精魂を傾けられるべき教育家諸君が、その職場を離れて運動されるということについては、その熱意は認めることはできまして、多々考えさせられる点を私は感ぜるのでございまして、これは単にこの産業教育法の問題にかかわりませず、将来を通じて文部大臣において、教育家をしてものと真実なる立場において教育に従事することに専念するような措置を講じられることを併せて具申して、私の賛成の討論を終る次第であります。

○委員長(堀越徳郎君) ほかに御意見ございませんか。別に御意見もないようでございますから、討論は盡きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(堀越徳郎君) それではこれより採決に入ります。産業教育法案について採決をいたします。

先ず討論中にありました梅原君外十八名提出の修正案を議題に供します。梅原君外十八名提出の修正案に賛成のかたの御起立をお願いします。

○委員長(堀越徳郎君) 全会一致でございます。よつて梅原君外十八名提出の修正案は可決せられました。

次に修正の部分を除いた原案を議題に供します。修正の部分を除いた原案に賛成のかたの御起立をお願いします。

○委員長(堀越徳郎君) 全会一致と認めます。よつて産業教育法案は全会一致を以て修正議決されました。なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四十四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することといたしまして、御承認を願うことに御異議ございませんか。

○委員長(堀越徳郎君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書に關して多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成をされたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

- | | |
|-------|-------|
| 加納 金助 | 木内キヤウ |
| 工藤 鐵男 | 川村 松助 |
| 木村 守江 | 平岡 市三 |
| 荒木正三郎 | 高田なほ子 |
| 梅原 眞隆 | 高橋 道男 |
| 山本 勇造 | 大隈 信幸 |
| 矢嶋 三義 | |
- 委員長(堀越徳郎君) それではこれで散会いたします。
- 午前十一時五十八分散会
- 出席者は左の通り。
- | | |
|-----|--------|
| 委員長 | 堀越 徳郎君 |
| 理事 | 加納 金助君 |
| | 木内キヤウ君 |
| 委員 | 川村 松助君 |

- | | |
|-------|---------|
| 衆議院議員 | 木村、守江君 |
| 文部委員長 | 工藤 鐵男君 |
| 文部大臣 | 平岡 市三君 |
| 文部大臣 | 荒木正三郎君 |
| 文部大臣 | 高田なほ子君 |
| 文部大臣 | 梅原 眞隆君 |
| 文部大臣 | 高橋 道男君 |
| 文部大臣 | 山本 勇造君 |
| 文部大臣 | 大隈 信幸君 |
| 文部大臣 | 矢嶋 三義君 |
| 文部大臣 | 長野 長廣君 |
| 文部大臣 | 天野 貞祐君 |
| 文部大臣 | 辻田 力君 |
| 文部大臣 | 石丸 敬次君 |
| 文部大臣 | 石井 昂君 |
| 文部大臣 | 横田重左衛門君 |